

新旧対照表(柏市委託設計業務検査要領『令和4年4月1日から施行』)

新	旧
<p>(表紙) 令和4年度版</p> <p>(略)</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、柏市財務規則第152条第1項( )に定める検査のうち、建設事業に係る土木設計業務委託について、予算執行者の命を受けた検査職員が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(検査の方法) 第8条 検査は、「契約書、図面、仕様書、質疑回答書」(以下「契約図書」という。)、柏市委託土木設計業務検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して、合否を判定するものとする。 2 土木設計業務において、建築及び設備設計が含まれる場合の検査は、技術管理課職員合同又は担当課職員合同の検査とすることができる。 ( )</p> <p>(報告) 第9条 検査職員は検査を行ったときは、原則として検査日を含めて5日以内に委託業務検査報告書(第7号様式)に下記関係書類を添えて、技術管理課長又は担当課長に復命するものとする。 ( ) (1) 修補の場合は、委託業務検査報告書に替えて委託業務修補指示書(第6号様式)</p> <p>(略)</p> <p>附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(表紙) 平成31年度版</p> <p>(略)</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、柏市財務規則第152条第1項及び柏市下水道事業会計規則第63条第1項に定める検査のうち、建設事業に係る土木設計業務委託について、予算執行者の命を受けた検査職員が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(検査の方法) 第8条 検査は、「契約書、図面、仕様書、質疑回答書」(以下「契約図書」という。)、柏市委託土木設計業務検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して、合否を判定するものとする。 2 土木設計業務において、建築及び設備設計が含まれる場合の検査は、技術管理課職員合同又は担当課職員合同の検査とすることができる。 3 完了検査時において、業務委託料が150万円以上の委託土木設計業務については、柏市土木設計業務委託成績評定要領に基づき委託業務の成績を評定するものとする。</p> <p>(報告) 第9条 検査職員は検査を行ったときは、原則として検査日を含めて5日以内に委託業務検査報告書(第7号様式)に下記関係書類を添えて、技術管理課長又は担当課長に復命するものとする。 (1) 委託業務成績評定表(別記第1号様式) (2) 修補の場合は、委託業務検査報告書に替えて委託業務修補指示書(第6号様式)</p> <p>(略)</p> <p>附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。 ( ) ( )</p>